

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所 弁護士 堀部 忠男
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー24階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年10月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

**【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社ビットワングループ
証券コード	2338
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

**【提出者に関する事項】****1【提出者(大量保有者)/1】**

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ファースト・リンク・インク・リミテッド (First Link Inc Limited)
住所又は本店所在地	香港チャイワン、サン・イップ・ストリート8、エイト・コマーシャルタワー・フラット1208-9号 (FLAT/RM 1208-9 Eight Commercial Tower, 8 Sun Yip Street Chai Wan, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03(4578)2500

**【訂正事項】**

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年10月3日
訂正箇所	下記参照

**(訂正前)****第1【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社ビットワングループ
証券コード	2238
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

**(訂正後)****第1【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社ビットワングループ
証券コード	2338
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京